

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	認定事業者に対する改善命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	建築物の耐震改修の促進に関する法律第 20 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	建築物の耐震改修の促進に関する法律第 20 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>所管行政庁は、建築物の耐震改修の計画の認定を受けた者（認定事業者）が計画の認定を受けた計画に従って計画認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	建築物の耐震改修の計画の認定の取消し
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	建築物の耐震改修の促進に関する法律第 21 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	建築物の耐震改修の促進に関する法律第 21 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>所管行政庁は、建築物の耐震改修の計画の認定を受けた者（認定事業者）が法第 20 条（改善命令）の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日